

第1章 ガイドライン作成の背景（P1～）

国の動き

➤GIGAスクール構想により教育の情報化が加速

GIGAスクール構想とは...

児童生徒1人1台端末と、学校における高速大容量のネットワーク環境等を一体的に整備することにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目的とした取組。

札幌市の取組

- 「札幌市教育振興基本計画」において「教育の情報化の推進」を基本施策として位置付け
- ICT機器やデジタル教材、ネットワーク環境等の整備を推進
- 教員のICT活用指導力の向上に向けた取組
- モデル研究校における実証研究の推進



各校に整備したchromebook

第2章 目指す姿（P3～）

1人1台端末を活用した学び力の育成

➤1人1台端末を学習ツールとして活用することにより、課題探究的な学習を一層充実させるとともに、情報活用能力を効果的・効率的に育成

一斉での学び (一斉学習)

- ・双方向型の一斉授業を実現
- ・多様な教材の活用などにより学習活動を焦点化し理解を深める

個人での学び (個別学習)

- ・学習履歴の活用により個別最適化された学びを実現
- ・習熟度や理解度に応じた学習

集団での学び (協働学習)

- ・即時共有、共同編集により、思考力・判断力・表現力等を活性化
- ・遠隔地の多様な相手との学び合い

情報活用能力の育成

- 情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力
- 各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図り、課題探究的な学習の充実へ
- 「情報センター」としての機能を有する学校図書館を活用するなど、計画的・体系的に育成

プログラミング教育の推進

- 時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育む
- 小・中学校では多様なプログラミング体験を、高校ではプログラミングに加えネットワークやデータベースの基礎についての学習を充実

個別最適な学び

- EdTechの活用により、一人一人の興味・関心、習熟度、理解度に応じた効果的・効率的な学習を実現
- 一人一人が同時に別々の内容を学習し、その履歴を記録・活用することで、最適な個別学習が可能

第3章 活用の具体例(P10~)

課題探究的な学習を充実させるための活用

- 従来の学びを続ける場面とICTを活用する場면을効果的に組み合わせることが重要
- 小中一貫教育の視点から、パートナー校と連携した取組を

課題把握・設定

- ・教材提示などの工夫により、子どもの興味・関心を喚起
- ・意見や考えの違いを認識し、自ら課題を見いだすことができるよう工夫

解決に向けた追究

- ・子どもが学習に対する見通しをもつことができるような工夫
- ・協働の視点から、より多面的、多角的に考察できるような工夫

振り返り

- ・学びのプロセスを振り返り、具体的に自己の成長を捉えることができるような工夫
- ・日常生活や次の学習とのつながりを具体的に考えられるような工夫

日常生活における活用

- 発達の段階や特性に配慮しつつ、学校生活の様々な場面で日常的にICTを活用する機会を設定
- 自発的、自治的な活動の実現のために、子どもが主体的に端末を活用することが求められる



ディベートに向けて論点を整理

学級活動

- ・学級生活の充実と向上に向けた共同的な活動における活用
- ・生活上の課題解決に向け自主的、実践的に取り組む活動に役立てる

特別活動

- ・直接体験を基本としながら、その実践的な活動を充実させるためのツールとして活用
- ・生徒会活動や学校行事等においても活用

教材等の共有

- ・ICTを効果的に活用し、教員間の教材の共有や印刷、準備時間の短縮といった業務改善につなげることが可能

特別支援教育における活用

- 児童生徒の教育的ニーズに合わせたICTの活用を適切に推進
- 自らの力を最大限発揮できるよう、個別の教育支援計画等を基に、計画的に活用していくことが重要
- 障がいによって通学が困難な児童生徒に対する有効な支援ともなり得る

不登校支援における活用

- 学習支援とコミュニケーションの支援の両面で児童生徒一人一人の状況に応じた活用方法を検討
- ICTの効果的な活用方法について、本人の気持ちを尊重しつつ、保護者、学校等が一体となって考えていくプロセスが大切

緊急時における取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響による一斉臨時休業や学年・学級閉鎖の際、インターネットを活用した学習・生活両面の支援や心身のケアを実施
- 児童生徒とのつながりを保ちつつ、一人一人に合わせた指導を行うことで、安心感につながる

取組の成果や実践を踏まえ、家庭への持ち帰りによる1人1台端末の活用について検討

第4章 健康上の配慮(P32～)

教室の明るさ

- 教室内の明るさを可能な限り均一にすることが必要
- カーテンの活用や照明環境の工夫などにより、画面への映り込みを防止する対策を

大型提示装置

- 画面の見やすさを第一に考え、配置等を工夫
- 端末と同様、画面への映り込みを防止するための対策が必要

タブレット端末

- 画面への映り込みのほか、正しい姿勢について適切な指導を行うことが重要
- 長時間集中して画面を見続けることが無いよう配慮



＜参考＞ 文部科学省「教育の情報化に関する手引」

電磁波過敏症への対応

- 児童生徒や保護者から相談があった場合、使用後の電子機器の電源スイッチを切る、コンセントを抜くなどの対応を

児童生徒の健康上の配慮については、保護者とも相談のうえ、適切に対応

第5章 教員のICT活用指導力の向上(P37～)

教員のICT活用指導力向上の必要性

- 教員自身が端末を学習ツールとして効果的に活用し、指導の充実を図ることが重要
- 「札幌市教員育成指標」にICT活用指導力に係る項目を新設し、計画的に研修を実施

研修体制の概要

- 教育センターにおいて、段階を踏んだICT活用指導力の向上に係る研修を設定
- 校内研修体制を構築し、校内研修を実施
- 「札幌市教育研究推進事業」において、実践事例の交流を通じて、各教科等の特性に応じた活用の研究を推進するとともに、研究成果をデジタル文書として保存し全ての教員に共有。

研修内容

- 教職経験の段階や、個々の研修ニーズに適したコースを選択することができるよう、多様な講座を設定
- 校内におけるICT活用推進担当者を中心としたICT活用指導力の向上に向けた校内研修推進体制を構築
- 「教職経験に応じた研修」や「専門研修」における研修内容や資料・動画、モデル研究校の実践事例等を活用した校内研修の実施



GIGAスクールサポーターによる校内研修

第6章 教育の情報化に関する校内推進体制(P41～)

推進体制の整備

- 情報化を担当する校務分掌を校内組織に位置付けるなど、情報化推進体制の構築が求められる
- 一方、情報科の推進に係る業務が一部の教職員に集中しないように配慮することが必要
- 「GIGAスクールサポーター」を効果的に活用 ※令和3年度

ICT機器の管理

- 児童生徒の実態を踏まえた端末の使い方のルールを設定、指導
- 児童生徒自身がルールの必要性を理解し、適切な使い方を自ら考える機会を設定
- 日常的な機器点検やトラブル対応の手順などを整理しておくことが必要

リスクマネジメント～情報セキュリティ対策

- 教職員一人一人が教育情報セキュリティポリシーの趣旨と実施手順を理解することが不可欠
- 画像、映像、音声データなどの取扱いについて、具体的なルールを設定し適切に運用

家庭・地域への情報発信

- 1人1台端末の活用により子どもの学びが変容することから、これまで以上に丁寧な情報発信が必要
- 家庭や地域と共通理解を図り、協力を得られるような働きかけ

推進体制の見直しと改善

- 情報化の推進体制に係る一連のPDCAサイクルを確立し、見直しや改善を図っていくことが重要
- 保護者アンケートや学校関係者評価など、外部評価の効果的な活用

第7章 情報モラル教育について(P43～)

情報モラル教育の必要性

- 情報モラルは、教科横断的な視点に立ち、学校教育全体をとおして体系的に育成することが必要
- 授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を組み込むなどの工夫

情報モラル教育の基本的な考え方

- 学習指導要領においては「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定義
- 様々な学習活動を通じて、児童生徒に情報モラルを確実に身に付けることが必要

情報社会の特性

- 大量の情報の中から必要な情報を取捨選択する能力などが求められる社会
- 有害情報や悪意のある情報などへの対応も喫緊の課題

発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進

- インターネットの匿名性等を踏まえた指導を行う必要
- 自らトラブルを予測し、危険を回避できるように指導することも重要
- 児童生徒の実態を踏まえた系統的なカリキュラムの作成と共通理解